

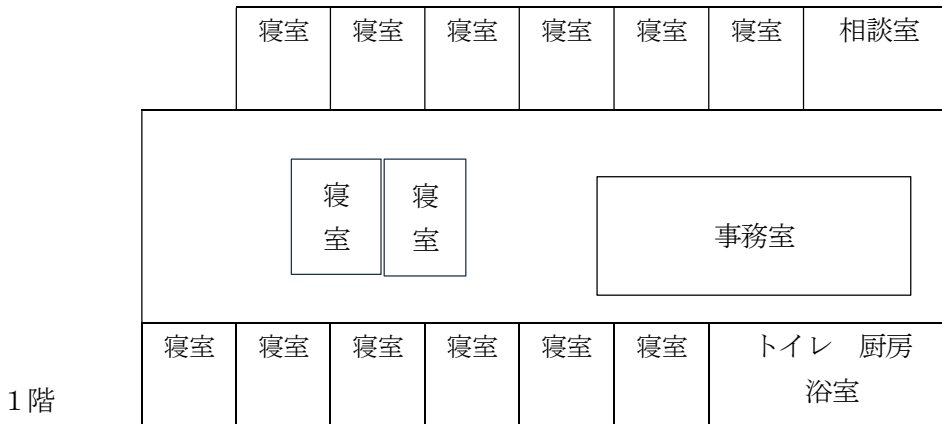
違反是正事例（事例2－8）

テーマ < 有料老人ホームのスプリンクラー設備未設置違反等に対する違反処理 令和6年 >
(公表・警告・6項口(1))

- 救急隊の出場を契機に未届有料老人ホームを覚知したことから即時に関係行政機関と情報共有し、立入検査を実施するとともに人命危険の観点から公表と同時に警告書を交付して早期に消防法令違反をすべて是正させた事例

防火対象物の概要

- (1) 用途 (6) 項口 (1) 有料老人ホーム
※建築当初は、(2) 項口 (遊技場) 建築年 平成21年
- (2) 構造・規模等 鉄骨造一部木造 地上1階
- (3) 面積 延べ面積 390 m²
- (4) 消防用設備等 消火器・誘導灯
- (5) 収容人員 18人 (従業員4人、入所者定員14人 (要介護区分3以上10人))
- (6) 関係者 所有者 A株式会社 (代表取締役B)
占有者 C株式会社 (代表取締役D)



1. 違反処理の概要

(1) 立入検査までの経緯

ア 当該対象物は平成21年に建築され、当初はビリヤード場として使用しており、当時は、定期的に立入検査を実施していたが、平成26年にビリヤード場が廃業したことから以降は消防本部が「空きテナント」として台帳管理をしていた。

イ 令和5年5月6日、当該対象物から救急車の出場要請があり出場したところ、福祉施設（老人ホームと予想）（以下「施設」という。）として使用している事実が確認された。

当該情報は、当日指令課に勤務していた職員が過去に消防本部予防課（以下「予防課」という。）で勤務しており、消防本部内での情報共有が必要であると感じて即時に管轄消防署と予防課に情報提供を行ったものである。

ウ 情報提供を受けて、予防課の職員は即時に当該施設に連絡を取るとともに予防課と管轄消防署で協力して情報収集を開始した。

また、予防課と管轄消防署が合同で立入検査を行うことを決定し、令和5年5月26日に実施することとした。

エ 施設のホームページを確認したところ、運営はC株式会社で代表取締役はD氏（以下「D氏」という。）と記載されており、施設では食事の提供があり、要介護認定者のみを入居させている旨の記載があった。

登記簿を取得すると、建物所有者はA株式会社で代表取締役はB氏（以下「B氏」という。）であることが判明した。

オ 各関係部局にも情報提供したところ、福祉部局は「老人福祉法第29条に該当する有料老人ホームとして届出書が提出されているが、提出書類の一部が不足しており事前協議中である。」、建築部局は「用途変更の確認申請が必要であるが提出されておらず相談にも来ていない。」とのことであり、今後、両部局と共に連携して対応していくこととした。

(2) 立入検査時の状況等

ア 令和5年5月26日、予防課と管轄消防署で立入検査を実施した。

立会人は、C株式会社の専務取締役のE氏（以下「E氏」という。）。

D氏は、会社が遠方であることから立会いが難しいとのことで当日は同席しなかった。

イ 立入検査では、入居者（14人）すべての寝室を確認し、寝室内にスプリンクラー設備が設置されていないこと及び複数の部屋に介護器具が設置されていることを確認した。自動火災報知設備は、当該消防本部内にあった過去の台帳では設置されていることになっていたが、当日は感知器か住宅用火災警報器らしきものが天井部分に数か所設置されているのみで受信機は取り外されている状況であった。

なお、立入検査時に立会人のE氏から「この施設は、老人入居施設で定員は14名、入居者の介護区分は3以上が10名。建物は、B氏が代表取締役をしているA株式会社から賃借している。施設では、入居者には食事の提供、排せつ、入浴等の介護補助も行っている。」との供述があり、当該供述内容を質問調書に記録した。

同日、入居者の介護区分の記載された入居者リストを受領した。

ウ 営業形態、サービス内容、避難困難性等を総合的に鑑みて、用途を（6）項ロ（1）と判断し、立入検査時に消防機関へ通報する火災報知設備及び誘導灯が一部設置されていない事実も確認した。

エ 立入検査終了時にE氏に対してリーフレット等を使用して違反對象物公表制度（以下「公表制度」という。）について説明したところ、E氏から「他にも同じ施設はいくらでもあるのになんで私達の施設だけなのか、説明してほしい。急に言われても困る」などの発言があった。

オ 立入検査の違反指摘事項は、次のとおり整理した。

【指摘事項】

- ・防火管理者未選任
- ・消防計画未作成
- ・防災対象物品（じゅうたん） 防災表示無し
※防災性能の有無については資料の提出を求めることとした。
- ・スプリンクラー設備未設置
- ・自動火災報知設備未設置
※天井面に数か所、感知器らしきものが設置されていたが、受信機も外されており発信機、非常ベル等も見当たらないことから未設置と判断した。
- ・消防機関へ通報する火災報知設備未設置
- ・誘導灯一部未設置
- ・乾燥設備設置届出未届
- ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い未届

カ E氏には立入検査実施後に、D氏へは電話により、立入検査における主な違反事項及び公表制度について説明をした。同時に違反の早期是正と設備が設置されるまでの間、訓練の実施、従業員教育及び防火安全対策の徹底について指導した。

(3) 警告書交付までの経過

ア 立入検査の実施結果について福祉部局及び建築部局へ情報提供するとともに、合同立入検査も含めた今後の連携した関係者指導についての協力を依頼した。

イ 現在の施設の状況、消防法令違反、人命危険などを総合的に判断し、早期に違反是正を求める必要があることから、消防本部内で当該対象物に対する違反是正指導について検討した。検討した結果、当該消防本部として初めての対応であったが、立入検査結果通知書と公表通知書の交付に併せて警告書を交付して違反是正の履行期限を提示し、履行期限までに是正されない場合は、早期に命令に移行することを意思決定した。

ウ 消防用設備等の設置については、所有者のB氏から「賃貸契約書において施設の運営にあたり必要な設備は占有者が設置することとなっている。」、占有者D氏からも「設備が必要なのであれば、設置するのは私共の会社が設置することとなる。」との供述があったことから、A社及びC社の両者に対して立入検査結果通知書、公表通知書及び警告書を交付することとした。

エ 令和5年6月20日、B氏及びD氏に対し、立入検査結果通知書、公表通知書等（公表予定日：令和5年7月4日）、警告書（履行期限：令和5年11月20日）を交付した。

オ 警告書には、消防法第8条及び消防法第17条関係の違反を全て盛り込むとともに、違反事項の詳細と改修案をわかりやすく記載した文書を手交し、同時に「違反処理進行フローチャート表」（履行期限、命令予定日、公示、使用停止命令、告発及び罰則等が一目でわかる資料）を交付した。

なお、文書の交付に併せてB氏及びD氏の供述を聴取して調書として残した。

カ 福祉部局と一緒に施設に出向し、福祉部局からも不足している届出書を早急に提出するよう関係者指導が行われた。

キ 複数の重大な消防法令違反があり、消防活動上の危険も有するため消防本部内の全署全

課へ情報提供を行い、当該消防本部の警防規程に基づき管轄署で警防計画を樹立した。
ク 福祉部局、建築部局に消防庁からの通知等（※）と命令予定日等を記載した情報提供書
を持参して今後の連携について協議した。

- ※・建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について」
（平成27年12月24日消防予第 480 号）
- ・「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」及びこれに基づき管轄市と策定した「〇〇県福祉施設、宿泊施設、飲食店等の防火安全対策に関する申し合わせ事項」

2 違反完結までの経緯

- (1) 令和5年5月26日に防火管理者選任届が提出され、令和5年6月20日に自動火災報知設備の着工届出書、消防計画届出書、じゅうたんの防災性能の証明書類、乾燥設備の設置届出書が提出された。また、令和5年7月3日（公表予定日前日）に自動火災報知設備の設置届出書が提出された。
- (2) 令和5年7月3日、要介護区分3以上の入居者4人を市外の施設へ移したという連絡があり、関係者から現在の入居者リストが提出された。その後、移転施設へ入居の確認を実施したところ4人が移転し、要介護区分3以上の入居者が定員の半数以下（14人中6人）となったことから当消防本部として現状を踏まえ（6）項ハ（1）と判断し、スプリンクラー設備は是正とした。
- (3) 令和5年7月4日（公表予定日）に自動火災報知設備、通路誘導灯の設置を現地で確認し公表該当違反は是正され、7月7日、圧縮アセチレンガス等の貯蔵についての届出がされ、すべての消防法令違反が是正された。その後、すべての違反が改修されたことを関係部局に情報提供した。

(事例 2 - 8) グループ検討

テーマ < 有料老人ホームのスプリンクラー設備未設置違反等に対する違反処理 >

1 未把握対象物の発覚時の対応について

本事案は、救急隊の出場要請を契機に未把握の有料老人ホームを把握し、消防本部全体で協力するとともに関係部局と連携しながら早期に違反是正がされた事案です。

各消防本部において、消防隊の出場や出向時等を契機に未把握の対象物を発覚して対応した事案はありますか。

また、未把握対象物を把握した場合の体制はどのようにしていますか。各消防本部の状況を意見交換してください。

2 関係行政機関との連携について

本事案では、事案発覚後、早期に福祉部局及び建築部局に情報提供して各関係部局の対応を確認し、その後も随時連携しながら違反是正を進めています。

本事案のように違反が確認された場合の合同立入検査等、関係行政部局との連携体制はどのようにしていますか。

また、福祉施設の新設に伴う相談などについては、各本部ではどのように連携していますか。

3 違反処理について

(1) 本事案では、人命危険の観点から、立入検査結果通知書、公表通知書に併せて警告書を交付しています。

本事案の関係者指導方法や違反処理の対応等について検討してください。

また、早期に警告書を交付する利点及び留意点などについても意見交換してください。

(2) 立入検査結果通知書、公表通知書、警告書の名宛人及び違反指摘事項について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(参考) 違反処理標準マニュアルから

第4 違反処理関係書式の記入要領等 第11各種書式作成例

(9) 作成例⑨「消防用設備等未設置の警告」

消防予第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部

〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

警 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

名 称 〇〇〇ビル

用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

記

1 警告事項

建物全体に自動火災報知設備を設置すること。（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号イ）

2 履行期限

〇〇年〇月〇日

3 警告事項を履行しない場合

この警告に従わない場合は、消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を行うことがある。
なお、命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。